

## 申立書

習志野市公民館（実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野）の指定管理者への指定申請に当り、下記のとおり申し立てます。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されたことはありません。
- 2 習志野市及び他の地方公共団体において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことはありません。
- 3 国税(法人税及び消費税)又は地方税(法人事業税及び地方消費税)に関しては、別添納税証明書の通り完納しており、滞納はありません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の利益となる活動を行う団体ではありません。
- 5 暴力団法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)をその業務に従事させ、若しくはその業務の補助者として使用し、又は暴力団員等の利益となる活動を行う団体ではありません。
- 6 代表者、役員、支店長、営業所長その他の相当の地位にある者又はその事業活動を支配している者(以下「代表者等」という。)のうちに次のいずれかに該当する者がいる団体ではありません。また、当該団体の代表者等が、他の団体の代表者等を兼ねる場合において、当該他の団体の他の代表者等のうちに次のいずれかに該当するものはおりません。
  - ア 暴力団員等である者
  - イ 暴力団又は暴力団員等(以下「暴力団等」という。)に対して利益となる活動を行う者
  - ウ 暴力団等と密接な交際をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している団体を利用している者
  - オ 民法(明治29年法律第89号)第20条第1項に規定する制限行為能力者である者
  - カ 破産者で復権を得ないもの
- 7 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等により更生又は再生手続きを開始しておりません。

令和 年 月 日

所在地

申請者 団体名

代表者

印

電話